

国民健康保険で「傷病手当」

傷病手当金は、病气やケガのため仕事ができない場合に、健康保険組合から収入の3分の2を支給する制度です。

これまで、国民健康保険にはこの手当がありませんでしたが、この度、新型コロナウイルスに感染した人、又は発熱等の症状があり、感染が疑われる人で、仕事

自粛と補償はセットで、業者の営業守って



4月24日、中央区内の業者団体である中央民主商工会は、中央区長、区議会議長あてに陳情書を提出。コロナの影響で休業や営業時間短縮を余儀なくされている店舗、事業者へ、家賃、固定資産税、水道光熱費、リース料などの固定費への区独自の支援を求めました。

新宿区では、店舗等の家賃を減額した家主に対し5万円上限の助成制度を創設しています。中央区でもぜひ実現させましょう。

を休んだ被保険者に、国民健康保険からも傷病手当金を支給する条例改正が行なわれることになりました。

しかし対象は、給与等の支払いを受けている労働者で、自営業者などは対象になりません。

政府は、自治体の裁量で対象を広げることが可能だと答えていますが、そのための財政支援が不可欠です。

日本共産党区議団は「自営業者やフリーランスの国保加入者にも傷病手当を」と求めています。

ハッピー買物券申込受付中

中央区は、毎年発行しているハッピー買物券を、昨年の3倍18億円に拡大して、プレミアムも2倍の20%にし、家計の応援と商店の売り上げ支援をはかりま

販売は6月15日からですが、今年は今前申し込み制で、受付は5月18日まで。



詳しくは「区のおしらせちゅうおう」5月11日号をご覧ください。

待機児解消は急務



中央区は「第二期中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この事業計画では、20年度から24年度までの保育所などのニーズと「確保策」を示しています。

保育所は、0歳と1〜2歳の枠が、来年度まで「不足状態」が続く予想となっています。認可保育所を増やして、1日も早く待機児を解消するよう、これから区に求めています。

●東京都の休業要請「協力金」問い合わせは

都の協力依頼に応じて、お店などの施設の使用停止協力した中小の事業者に対する「協力金」の支給受付が始まっています。

●中央区の相談窓口は

東京都・感染拡大防止協力金相談センター

03-5388-0567 9時~19時(土日祝日を含む毎日)

中央区緊急事態措置相談センター

(コールセンター) 03-6281-5070 平日9時~17時

中央区保健所コールセンター

03-3541-5254 平日: 9時~17時

03-5320-4592 平日: 17時から翌9時、土・日・祝日(特別区合同電話相談センター)